

我が家は大丈夫？

# 空き家について考えてみませんか

■問合せ…建築住宅課 (☎025-520-5786)

近年、管理が行き届かない空き家が原因で近所や通行者に迷惑をかけてしまうなど、全国で問題となっています。

空き家問題は誰にでも起こりうる身近な問題です。家族が集まる機会に、我が家の将来について改めて考えてみませんか。



## 空き家の管理は所有者などの責任

空き家は所有者や管理者が適切に管理することが原則です。周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任で適切に管理する必要があります。空き家を放置したことで、人の生命、身体または財産に危害が及んだ場合、所有者や管理者が損害賠償責任を負うことがあります。

### 我が家のチェックリスト



#### 次のような被害が出る可能性はありませんか？

- 防災**  
老朽化による倒壊、屋根トタンや外壁の飛散
- 防犯**  
放火による火災、不審者の侵入や治安悪化
- 衛生**  
浄化槽の破損などによる臭い、ごみなどの放置によるねずみ、ハエなどの発生
- 景観**  
立木やつらが建物を覆うほどの繁茂、敷地内にごみなどが山積のまま放置、壁などの穴
- その他**  
雑草・雑木の敷地外への繁茂、動物の鳴き声・ふん尿・繁殖、道路や隣地への落雪

#### 次のことは決まっていますか？

- 登記**  
所有者は正しく登記されていますか。  
! 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
- 相続後の管理者**  
所有者の死亡後に相続が適切に行われず、相続人が複数人となり、管理する意識が薄れた実例もあります。今のうちから次の所有者を決めておくとともに、確実な相続を進めましょう。
- 管理方法**  
もし空き家となってしまったら、賃貸・売却とするのか、取り壊すのか、どのように管理するのか考えておきましょう。

## 気軽に相談してください

所有者や相続人として空き家になる前に行うべき取り組みや、空き家になった後の適切な維持管理、取り壊しなどを考える空き家の対策セミナーや個別相談会を毎年開催しているほか、空き家に関する相談を受け付けています。

### 8月の相談会

**空き家無料相談会**（予約時に「空き家登録シート」の提出が必要）

空き家の売買や賃貸について不動産事業者が相談に応じます（要申し込み）。



とき	ところ	問合せ
8月8日☎	建築住宅課	建築住宅課 (☎025-520-5786)
19日☎	全日本不動産協会上越事務所（栄町2）	
22日☎	上越宅建会館（春日野1）	



空き家情報バンク